

大洲市教育委員会 8月定例会会議録

1 開催の日時及び場所

平成26年8月25日(月) 午前10時00分

大洲市民会館 1階第2会議室

2 教育委員定数 5人

3 出席委員

委員長	叶 本 正
委員長職務代理者	西 山 千 春
委 員	稲 田 秀 一
委 員	山 内 光 郎
教育長	二 宮 隆 久

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	稲 田 宏
教育総務課長	藤 田 修
学校教育課長	松 井 康 之
生涯学習課長	篠 原 喜 英
文化スポーツ課長	森 野 啓 二
国体準備課長補佐	泉 浩 嗣
学校給食センター次長	和 氣 哲 弘
教育総務課長補佐	久 保 明 敬
教育総務課長補佐	青 野 恭 一

5 傍聴人の数 1人

6 開会宣言

委員長

それでは、只今から、大洲市教育委員会「8月定例会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。委員会の傍聴にあたっては、審査案件に対して、賛成あるいは反対の意思を表示することや会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

また、規則等に違反する場合は、退場を命ずることがありますので、念のため申し上げておきます。

〔午前10時00分開会〕

7 前回会議録の承認

委員長

まず、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、7月28日開催の定例会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長

特に、質疑・意見もございませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

8 教育長一般報告

委員長

次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

委員長

只今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長

以上で、「教育長一般報告」を終わります。

9 議 事

委員長

それでは、これより議事に入ります。

まず、「第45号議案 大洲市体育施設条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第45号議案」について説明する。〕

委員長

只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長

それでは、これより採決いたします。

「第45号議案」を原案のとおり決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「第４５号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第４６号議案 平成２６年度 大洲市一般会計予算のうち 教育費に係る９月補正予算について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第４６号議案」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「第４６号議案」を原案のとおり決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「第４６号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次の「第４７号議案」及び「第４８号議案」の２件につきましては、議事の都合により、のちほど審議することにいたします。

次に、「第４９号議案 平成２７年度使用 小学校 教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 「第４９号議案 平成２７年度使用小学校教科用図書の採択について」御説明いたします。議案書は２０ページを御参照ください。議案の概要は、１６ページから１９ページにございます。

教科書を採択する権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第２３条」の規定により教育委員会にあります。が、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第１３条第４項の規定により大洲・喜多地区教科用図書採択協議会で協議を行ったもので、大洲市内約２，２００名の小学生が使用する教科書の採択について、御審議願うものであります。

採択に当たりましては、５月２７日に第１回大洲・喜多地区採択協議会を開催し、今後の日程を協議するとともに、調査員、選定委員の決定等を行いました。６月１２日には、各教科大洲市から２名、内子町から１名選出した調査員への説明会を行い、７月１０日まで教科ごとに調査研究を行い、調査結果をまとめるとともに、その結果の報告を受けました。７月２５日に第２回大洲・喜多地区採択協議会を開催し、後日開催する選定委員会の持ち方等について話し合いました。８月７

日には選定委員会を開催し、各教科の採択候補を2社に絞り、大洲・喜多地区採択協議会に提出していただきました。そして8月19日、第3回大洲・喜多地区採択協議会を開催し、採択候補を選定したところです。

その結果は次のとおりです。

国語科 光村図書、書写 光村図書、社会科 東京書籍、地図 帝国書院、算数科 啓林館、理科 学校図書、生活科 東京書籍、音楽科 教育出版、図画工作科 日本文教出版、家庭科 開隆堂出版、保健科 学研教育みらい、以上でございます。

教育長

ただ今、大洲・喜多地区教科用図書採択協議会の事務局であります学校教育課長から、教科書採択の方法並びに採択協議会における一連の説明をいたしました。協議会の会長として、私の方から採択選定についての基本的な考えについて、申し上げさせていただきます。

採択に当たりましては、大洲・喜多地区が共同での採択となっておりますので、大洲・喜多地区教科用図書採択協議会を設け、教科書はもとより、県の調査資料、調査員の調査結果、学校関係者や保護者の意見等を参考といたしまして、採択教科書の選定にあたってまいりました。

なお、調査研究や採択にあたっては、愛媛県義務教育諸学校教科用図書採択基準を尊重いたしました。その基準は、「教育の目的に一致していること」、「教科の目標に一致していること」、「教育的にみて公正であること」、「児童又は生徒の実態を考慮すること」、「様々な角度から総合的に比較検討すること」でございます。

また、義務教育諸学校教科用図書選定資料の調査要素は、「内容の選択」、「内容の程度」、「構成・配列」、「学習指導への配慮」、「造本その他」となっています。以上のような基準や調査要素をもとにいたしまして、協議会において、厳正かつ公正な採択教科書の選定を行ってきたことを御報告いたします。以上でございます。

委員長

事務局から提出議案の説明、引続いて大洲・喜多地区教科用図書採択協議会長でもあります二宮教育長から採択協議会の基本的な考えについて説明がありました。

それでは、審議に入ります。審議の方法ですが、教科ごとに一件ずつ審議をしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長

御異議ないものと認め、教科ごとに1件ずつ審議を行うことにいたし

ます。

それでは、まず「国語科」の教科書についてお諮りいたします。

「国語科」の教科書は、採択協議会では「光村図書」を、また、「書写」についても同じく「光村」を選定されておりますが、委員の御意見をお願いいたします。

西山職務代理者

「国語科」については、「光村図書」がわかりやすく、この選択に疑義があるわけではありませんが、他社との大きな違いはどういうところになるのか、説明をお願いします。

教育長

現在の学校教育は、各教科で、国語で学んだことを、各教科の学習で活用し、話し合いや探究活動を深め、各自やグループでレポートや新聞形式にして発表する学習を多く取り入れています。各社ともこういったことを意識して編集はしてあるのですが、中でも光村は、言語活動の充実に関する配慮が行き届いており、児童にとっても教師にとっても扱いやすいものとなっています。このことから、「光村」を選定することとしました。

委員長

他教科との関連が最も適切ということですが、山内委員いかがでしょうか。

山内委員

私も、読ませていただいて、他教科との関連を意識していることを強く感じました。この選定は適切であると思い、原案に賛成いたします。

委員長

ただ今、山内委員から賛成との意向が示されましたが、他に御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長

それでは、「国語科」の教科書につきましては「光村図書」を採択することに決定します。次に、「書写」についてお諮りします。採択協議会で「光村」が選定されておりますが、御意見はございませんか。

稲田委員

只今採択を決定された国語の教科書と同じ出版社であることで、扱う文字や指導する内容の連携も取れており、適切であると思います。

委員長

ただ今、稲田委員から賛成との意向が示されましたが、他に御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長

異議なしということで、「書写」の教科書については、国語の教科書同様「光村図書」に決定します。

次に「社会科」の教科書についてお諮りいたします。

採択協議会では、課題解決的な学習がスムーズに運びやすい構成になっているということで「東京書籍」を選定されておりますが、委員の御

意見をお願いいたします。

山内委員 議案の概要の決定理由には、「本地域の児童の発達段階や学習状況にあっている」との記述がありますが、具体的にどういうことなのでしょう。

教育長 本地域の児童の学習状況につきましては、これまでの全国学力・学習状況調査や愛媛県学力診断調査（小5、中2）、定着度確認テスト（小5・6）等の達成度調査から大洲市全体の学習状況について把握しているところであります。

これまでの結果から、本市の児童は、真面目に学習に取り組むこと、家庭での学習時間は確保できていること、反面、話合いはまだ未熟であること等が分かっています。

山内委員 実態調査の結果、「東京書籍」が適切であることについて確認できました。「東京書籍」を選定することについて賛成します。

委員長 ただ今、山内委員から原案に賛成するとの御意見をいただきましたが、他に御意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、「社会科」については、「東京書籍」を採択することに決定します。続いて「地図」について、御意見はございませんか。

山内委員 「地図」については2社しかありませんが、「帝国書院」は版が大きくて見やすく扱いやすく感じました。また、愛媛県の詳細な地図もあり、「東京書籍」よりもよいと思いました。

委員長 「地図」については「帝国書院」がよいという意見ですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、地図については「帝国書院」を採択することに決定いたします。

次に「算数科」の教科書についてお諮りいたします。

「算数」の教科書につきましては、採択協議会では「啓林館」を選定されておりますが、委員の御意見をお願いいたします。

稲田委員 「啓林館」は学習の進め方が記載されていたり、児童の感想が記入できる工夫があり、非常によい印象を持ちました。

教育長 算数につきましては、調査員全員から「啓林館」が高く評価されておりますので、このことを御報告いたします。

委員長 算数についても、調査員の意向を尊重しているということですが、皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、「算数科」につきましては、「啓林館」を採択することに決定いたします。

続いて「理科」の教科書についてお諮りいたします。

「理科」の教科書につきましては、採択協議会では「学校図書」を選定されておりますが、委員の御意見をお願いいたします。

稲田委員 教科書を見ると、本文の両側のスペースをうまく利用されておりますし、用語解説や注意事項が分かりやすく記載されて、とても使いやすく感じました。また、報告にあるとおり、本県関係の写真も採用されていて、親しみがもてました。

西山職務代理者 「東京書籍」も随所に工夫が見られ、よい教科書であると思いました。しかし、科学者の伝記や言葉も紹介されており、児童がより先達や科学の進歩に興味を持てるという観点から「学校図書」が適切に感じました。

委員長 理科については、「学校図書」を推薦する意見が出ておりますが、皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、「理科」につきましては、「学校図書」を採択することに決定いたします。

続いて、「生活」に移ります。

採択協議会では、「東京書籍」を選定しているようですが、何か、御意見はありませんでしょうか。

稲田委員 「東京書籍」も「教育出版」も、両方とも良くできていると思いました。その中で、先ほど国語の中で触れられておりましたが、伝え合う力をつけるための工夫が、他社に比べ「東京書籍」の方が充実しているように感じました。ヒントも多く分かり易いのではないかと思います。

委員長 ただ今、稲田委員から「東京書籍」への指示の意見をいただきましたが、他に賛成や反対意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、「生活」の教科書については、「東京書籍」を採択することに決定いたします。

次に、「音楽科」に移ります。採択協議会では「教育出版」が選定されているようですが、御意見はございませんか。

西山職務代理者 私は、2社の教科書について、詳細に比較検討してみました。その結

- 果、「教育出版」の方が透明シートなどを活用してあり、児童にとって興味を持つ楽しい教科書になっているだけでなく、見開きのページも素晴らしい写真が掲載され、音楽を視覚からも訴えることができる構成になっていると感じました。「教育芸術社」に十分でない単元があることも勘案して、「教育出版」を支持します。
- 委員長 ただ今、西山委員から「教育出版」のほうがよいという意見をいただきましたが、他に御意見はございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕
- 委員長 御異議がないようですので、「音楽科」の教科書については、「教育出版」を採択することに決定いたします。
- 続いて、「図画工作科」に移ります。
- 採択協議会では「日本文教出版」を選定していますが、いかがでしょうか。
- 西山職務代理者 図工も、出版社は2社しかありません。採択協議会では、2社とも内容が素晴らしいことを確認いたしましたが、大きな違いとしては、「日本文教出版」は児童作品が多いこと、「開隆堂」は芸術家、アーティストによる作品が多いことでした。実際に使う児童の立場で考えると、自分が今から作る作品の見当をつけるには、やはり児童の作品が提示されているほうがよいのではないかと思います。また、指導者にとっても強烈な個性が出ているアーティストの作品よりも児童作品の方が説明が容易なのではないかと思います。
- これらのことから、「日本文教出版」が適切と思います。
- 委員長 西山委員から、「日本文教出版」が適切であるとの御意見がありましたが、他の意見はありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕
- 委員長 御異議がないようですので、「図画工作」の教科書は、「日本文教出版」を採択することに決定いたします。
- それでは「家庭科」に移ります。
- 採択協議会では、「開隆堂出版」を選定していますが、御意見はございませんか。
- 山内委員 「東京書籍」も、内容は豊富で、解説もよくしてあるようですが、比較検討はできているのでしょうか。
- 委員長 山内委員から、他社との比較検討について質問がありましたが、いかがでしょうか。
- 教育長 ただ今のことについては、選定委員会や採択協議会でも触れられてい

ますが、「開隆堂出版」の方がわかりやすい構成で、索引や児童の発達段階を考慮した内容になっているなど、明らかに「東京書籍」とは差があると全員一致で推薦していただいております。

委員長

ほかに御意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長

御意義がないようですので、家庭科は「開隆堂出版」に決定いたします。

最後になります。体育科の中の「保健」についてですが、「学研みらい」がよいというのが、採択協議会の意見のようですが、いかがでしょうか。

教育長

保健につきましても、調査員全員から「学研」が最も優れているという評価をいただいていることを申し添えます。

委員長

ただ今、教育長から報告をいただきましたが、委員の皆さんの意見はございませんか。

稲田委員

今ありましたように、現職教員の調査員のみなさんが一致しての採択希望は、これまでの経験を元にした意向で、重視すべきだと思います。また、保健上の現代的な課題が取り扱われていることは、当地域の現状とも合致し、大変重要なポイントだと思っています。以上から、私も賛成したいと思います。

委員長

ただ今、稲田委員から原案に賛成との御意見がありましたが、他に御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長

それでは、「保健」につきましては、「学研みらい」に決定いたします。以上で、全ての小学校教科用図書の採択を決定いたしました。ここで、事務局からただ今の結果について、確認のために発表をお願いします。

学校教育課長

それでは、決定した教科用図書を順に御報告いたします。

国語科 光村図書、書写 光村図書、社会科 東京書籍、地図 帝国書院、算数科 啓林館、理科 学校図書、生活科 東京書籍、音楽科 教育出版、図画工作科 日本文教出版、家庭科 開隆堂出版、保健 学研教育みらい

以上でございます。

委員長

ただ今、事務局から結果を報告していただきましたが、この決定事項につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第4項の規定によりまして、同じ採択区域であります「内子町教育委員会」における採択結果との一致をもって最終決定とされ

ることになっておりますので、念のためこの点を申し添えまして、以上で「第49号議案」の審議を終了いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

〔暫時休憩〕

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、その他に移ります。各委員さん方、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 次に、事務局はありませんか。

〔なし〕

委員長 それでは次に、「9月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

〔教育総務課長、「原案」について説明する。〕

委員長 只今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。

〔全委員、原案了承する。〕

委員長 それでは、次回については、9月29日（月）午後1時から市民会館1階第2会議室において開催いたします。

ここで、お諮りいたします。

「第47号議案」及び「第48号議案」の2件については、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会会議規則」第12条の規定に基づき、非公開により審議したいと思います。

これに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、これらの審議は、非公開とすることに決しました。

それでは、「第47号議案 大洲市公民館長の任免について」と「第48号議案 大洲市公民館運営審議会委員の辞職の許可について」は、関連する議案でありますので一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第47号及び第48号議案」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより一括して採決いたします。

「第47号議案」及び「第48号議案」を原案のとおり決することに、

賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長

挙手全員であります。よって、「第47号議案」及び「第48号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

10 閉会宣言

委員長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって定例会を閉会することにいたします。

〔午前10時40分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

委 員 長

委 員 長

職務代理人

委 員

委 員

上記、記 録 責 任 者